

2020-1 教育研究評議会議事概要

日時 令和2年4月15日(水) 13:30~14:55

場所 オンラインにて開催

出席者 駒田学長

山本, 緒方, 尾西, 梅川, 伊藤, 楠井, 大高, 富樫, 野崎, 橋本, 西村, 今西,
松田, 吉松, 吉本, 富本, 伊佐地, 藤田(伸), 樹神, 鶴原, 藤田(達), 須藤,
村田, 池浦, 森, 奥村, 吉岡, 三宅, 大野

陪席者 服部監事

欠席者 山中監事

◎ 前回議事概要の確認

学長から事前に照会した2019-11教育研究評議会議事概要(案)について、資料のとおり記録に留めたい旨の報告があり、了承された。

◎ 新規構成委員等の挨拶

冒頭、新規構成員等から挨拶があった。

I 審議事項

1. 学長選考会議委員の選出について

企画総務部長から、「資料：審-1」に基づき、学長選考会議委員の任期満了となる教育研究評議会からの後任委員の選出について説明があり、審議の結果、評議員の交替があった2名については、その後任の森評議員及び吉岡評議員を、評議員に再任された2名については引き続き、学長選考会議委員に選出することが承認された。

2. 名誉教授称号授与について

企画総務部長から、「資料：審-2」に基づき、各学部・研究科長から推薦のあった24名について説明があり、審議の結果、全員一致によって名誉教授称号を授与することが承認された。
なお、各評議員に事前配付された資料は、本会議終了後、個人情報保護の関係から回収された。

3. 審査委員会の設置について [報告事項終了後、関係者のみにて審議]

学長から、本件については懲戒事由が存在すると思われるので、三重大学職員の懲戒の審査規程に基づき、審査委員会の設置について審議願う旨の発言があり、審議の結果、承認された。
その後、審査委員会委員の組織についての説明があり、審議の結果、承認された。

4. その他

なし

II. 役員会報告

1. 令和元年度第28・29回・令和2年度第1回役員会について

学長から、令和元年度第28・29回・令和2年度第1回役員会について、「資料：役-1, 参考資料1~3」に基づき、報告があった。

III. その他報告事項

1. 令和元年度業務執行状況(第4四半期)について

尾西理事から、「資料：報－1－1，1－2」に基づき、令和元年度業務執行状況（第4四半期）についての説明があった。各業務における「中期計画の数値目標に係る実績」について、所掌する各理事、各担当副学長及び各チームにおいて、目標達成に向けた、計画的な方策の実施をお願いしたい旨の依頼があった。

◇主な意見等

○8月に評価を受けるため、来年度にKPIが達成できることが確認できるよう各理事、各副学長及び関係する教職員には、ご協力願いたい。

2. 令和2年度入学試験状況について

山本理事から、「資料：報－2」に基づき、令和2年度入学試験状況についての説明があった。県内外の出身者及び男女別の人数等詳細については、後日改めて報告する旨の付言があった。

3. 令和2年度施設整備計画について

施設部長から、「資料：報－3」に基づき、令和2年度に整備を行う国立大学法人施設整備費補助事業の4事業について、工程等についての説明があった。

◇主な意見等

○工事は予定通り進める予定か。

→現時点では、予定通りである。不測の事態が起こった場合は、ご説明させていただく。

4. 令和2年度前期における授業等の実施に係る方針について

学長から、「資料：報－4」に基づき、令和2年度前期における授業等の実施に係る方針について説明があった。本方針は、現時点のものであり、感染状況がこれ以上悪化した場合は、変更をして対応する必要がある旨の説明があった。なお本資料における基本方針④については、文言を整理し、修正をすることとした。また緒方理事から、教職員が研究活動を継続する場合の申請手続きについての素案の説明があった。

◇主な意見等

○基本方針④の「個を特定できる問診票（検温・行動履歴）の提示」は、個人情報保護の下に、という理解で良いか。

→その理解で良い。

○「学生を大学に来させないことを前提」とあるが、来させないだけでなく、招集しない、キャンパス以外でも集まってはいけないという意味であることを確認したい。

→学外においても招集してはいけないものである。

○本方針はHPに掲載されているのか。

→基本計画の中に本資料の内容を反映して、HPに掲載しているが、本資料ではない。3月31日付けの本資料は、対象が全学であり、現在HPに掲載されている4月2日付けの方針は、対象が学生である。あくまで対象が異なるものであり、上書きしたものではない。

○基本方針④について、「感染予防マニュアル」は、誰が作成することになるのか。主語等が不明瞭ではないか。

○本資料の「感染予防のマニュアル」は、許可を申請する研究グループが作るのか、それとも大学として、大枠が出来ており、それを守る形になるのか。

→「感染予防のマニュアル」は、基本的には、保健管理センターが中心となり、新型コロナウイルス緊急対策本部と協議をして策定していくものである。

→基本方針④については、主語が分からないので修正していただくようお願いしたい。

→文章表現については、ご指摘いただいたいとおり、不備であれば、修正させていただく。

○本資料は、全学的にオンライン授業が原則であるが、卒業論文、修士論文及び研究に関係する様な継続が必要なものについて、許可をする場合の方針及び手続きを示したものである。基本方針③④の手続きを踏みながら、大学として状況を確認し、指導教員が活動環境も含めた全体的な状況を把握しながら活動にあたるようにするため、『三重大学における教育・研究

活動への学生参加制限に対する例外許可申請書』を策定した。指導教員に具体的な対応策等
を示して申請してもらい、こちらで内容を確認して、許可を判断することを示したつもりで
あった。また本資料を、新生及び在学学生向けとして案内をしたものが、4月2日付けの方針
である。「マニュアル」という言葉も誤解を生じているかと思う。

- 一連の新型コロナウイルス関係のものが、どこかにまとめてあると、今何をしなければなら
ないかがわかりやすい。
- 教職員が研究活動を継続するための申請について、学内共同教育研究施設等を使用する場
合は、所属長だけでなく、当該施設の責任者が許認可の判断をすることもあり得るのか。
→素案であり決定事項ではないが、問題が生じた場合に、責任を取らなくては行けない部
局については、そこが許認可の判断の権利を持つと考える。動物実験施設等を使う場
合であれば、所属長と施設長の両方に申請をしていただくことになると思う。
- 許認可は、教育研究分野の必要性和医学的な感染予防の点を総合して判断される必要がある。
富本副学長には、感染予防の点から、具体的な数値や事例を含めて、許可されない場合の提
示をお願いしたい。
→境界的な条件は、1) 体温を含めた体調がどうか 2) 濃厚接触者等との三密の有無 3)
近日中の感染しやすい場所への出入りの有無 の3つに分けられると思われる。具体性
を整備して、早急に公表したい。
→例えば、居酒屋等に入出入りした人は、その後2週間大学に来てはいけないのか。緊急事
態宣言の区域に行った教職員や学生は、どれくらい期間をおけば良いのか、在宅勤務に
する必要はあるのか等について、コメントをいただければありがたい。

5. 各学部・研究科等のガイダンス・オンライン授業の準備状況について

各学部・研究科等のガイダンス・オンライン授業の実施及び準備状況について、須藤医学系
研究科長、池浦工学研究科長及び奥村生物資源学研究科長から情報共有を含めた報告があつた。
いずれの研究科も、ガイダンス等において、大きな問題となる様なトラブルはなく、オンライ
ン授業の実施にむけて順調に準備を進めている旨の報告があつた。

また野崎副学長から、学生支援に関して、以下の4点についての報告があつた。1) 新生
への対応について、各指導教員からご連絡をいただきたい。また各学部等の何でも相談室の分
室を機能化していただきたい。2) 在校生と新生とのチャットタイムを4月22日から、12
時10分~50分の40分間、全学で実施する。現在ピアサポーター学生委員会等にズームで依頼
中である。3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済的困窮学生からの相談が、各学部
研究科から沢山寄せられている。本学独自の支援が何かできないか、早急に対応を考える必要
がある。4) キャリアガイドブックへの学生のログインについて、ご協力願いたい。

◇主な意見等

- 新型コロナウイルス感染症への対応について、全学と各学部等の間で温度差が生じる懸念が
あるため、各学部等の教務委員長等を構成員として、オンラインの連絡調整会議を設け、学
務関係の諸問題を調整していく予定である。ご協力願いたい。
- 文部科学省の4月13日付け事務連絡において、緊急事態宣言を受けた7つの都府県における
研究活動に関する考え方が示されているが、かなり厳しい内容である。三重県でも同様な事
態になる可能性があることを、ご承知おきいただきたい。

6. 事務職員の勤務体制について

大高副学長から、当面の事務局の事務職員の勤務体制について、在宅の勤務の実施を可能と
している旨の説明があつた。原則として、緊急事態措置の区域からの通勤者に奨励しており、
やむを得ず出勤が必要な場合は、ローテーション等により、出勤者を減らすよう取組んでいる
旨の報告があつた。また学内での別室勤務も検討している旨の説明があつた。

◇主な意見等

- 4月11日に変更されているが、国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定で、出勤者を4

割り減らすよう文書が発出されている。本学も、出来るだけ出勤者を4割減らすようにし、新型コロナウイルス感染の終息に向かうための協力をしたい。

○事務補佐員は在宅勤務でやっていただく業務は難しい。三重県が今東京の様な状況ではないと思うだけに、どこまで在宅勤務を依頼すれば良いか判断に困っている。

→緊急事態措置の区域の方は、できれば在宅勤務をお願いしたい。あくまでお願いであり、部局長、所属部署又は所属チームによって判断いただきたい。またご相談願いたい。

7. その他

①吉本副学長から、新入生を中心とした学生向けのYouTubeの限定配信についての報告があった。大学に来られず不安な学生に、楽しく語り掛ける内容であり、まず教育担当山本理事及び学生支援担当野崎副学長のメッセージを配信し、続いて、池浦工学研究科長及び奥村生物資源学研究科長のメッセージの配信を行う予定である。今後人文学部長、教育学部長、医学系研究科長、地域イノベーション学研究科長の順にお願いするので、ご協力願いたい旨の依頼があった。

◇主な意見等

○日本心理学会紹介の「COVID-19アウトブレイク中のメンタルヘルスに関する注意点」にも、定期的な心のサポートが重要とあるので、ご協力願いたい。

②企画総務部長から、愛知県等からの通勤者に対する在宅勤務の奨励についての依頼があった。三重県、愛知県及び岐阜県における、県独自の緊急事態宣言の発令を受けて、4月13日に通知をしているものであり、各部局長には、在宅勤務を奨励していただくよう依頼があった。

③梅川理事から、環境・情報科学館の2階のメイプルサポートデスクについて、4月17日から平日12時～14時を受付時間として、オンラインの受付を開始する旨の報告があった。1年生でサポートが必要な人を対象とし、地域人材教育開発機構の教員及び総合情報処理センターのICTコーディネータが中心となり対応にあたるが、受付時間や対象については、今後広げていく可能性があり、各学部等には周知をお願いしたい旨の依頼があった。

④藤田人文学部長から、学生向けの授業案内のHPについての意見があった。学生が今後どのように勉強をしていくのか、どうやってオンライン授業を受けるのかが分からない状態であり、またオンラインの接続テストができるようにする等の対応が必要である旨の説明があった。

◇主な意見等

○学生がどれくらい接続できるのかも分かるので、授業開始前にオンラインの検証を行うことは必要である。サポートが必要な場合は申し出ていただきたい

→教養教育院からも同様の指摘を受けた。サポートデスクのオンラインも立ち上がるので、連動しながら、学生及び教員からの情報提供、見やすさも含めたHPの作成等の作業を早急に進めたい。連絡調整会議の中でも話し合い、バランスを取りながら進めたい。

○Web授業に関して、Wi-Fi環境が学生の各家庭に必ずしも整っているとは限らないので、その場合の対応も考えていただきたい。

→数名いると聞いており、何らかの対応をしなくてはならない。

以 上